

査読論文投稿規程

平成 11 年 4 月 (制定)
平成 12-19 年 3 月 (毎年改定)
平成 20 年 3 月 (改定)
平成 21 年 3 月 (改定)
平成 21 年 7 月 (改定)
平成 23 年 11 月 (改定)
平成 27 年 7 月 (改定)
平成 30 年 3 月 (改定)

地域安全学会 学術委員会

1. 論文の内容

査読論文の内容は、防災および地域安全に新たな貢献が期待できるもので、かつ結論の導出過程が適切であるものとする。
なお、防災および地域安全に新たな貢献が期待できるものであれば、従来の学術論文の体裁にとらわれず、調査報告やコンピューターシステムの開発、訓練方法の提案・実施結果等も査読論文の対象とする。

2. 投稿者

筆頭著者は、地域安全学会会員に限る。筆頭著者として同時（一度の投稿期限に複数の論文を投稿する事を指す。以下、同じ）に投稿可能な論文数は、制限しない。ただし、一連の研究、或いは、相互に参照する論文については同時投稿を認めない。投稿受付終了後の修正原稿における著者の変更や追加は認めない。

3. 投稿先

オンライン論文投稿・査読システムによる電子投稿とする。最終原稿をA4判出力した紙媒体は、指示された宛先に郵送する。

4. 投稿期限

査読論文の投稿募集と投稿期間は、別途、会告に従う。

5. 査読手続き

- 5-1 査読実施機関：投稿された査読論文に対し、地域安全学会学術委員会（以下、委員会という）は、2名の査読者による査読を行い、登載の可否を決定する。
- 5-2 投稿論文に関する投稿者への問い合わせ：査読にあたって、委員会には筆頭著者に必要に応じて問い合わせを行う場合があるので、筆頭著者はこれに対応しなければならない。
- 5-3 査読の打ち切り：投稿された原稿に対する問い合わせ、または内容の修正を求めた期限以内に筆頭著者から回答がない場合には、委員会は査読を打ち切る。
- 5-4 委員会は、第一次審査において、査読結果に基づき、①登載可（軽微な修正を含む）、②適切な修正を前提とした条件付の登載可、③根本的な修正がなされなければ登載不可、④登載不可の判断を行い、筆頭著者に通知する。委員会は、第一次審査を通過し修正を指示した論文に対し、第二次審査、必要に応じて第三次審査を行い登載の可否を決定する。なお、当該年度の査読論文（研究発表会論文）の第二次査読以降で不採用となった論文のうち委員会が継続審査を認めた論文（移行論文と称する）については、査読論文（電子ジャーナル論文）の一次審査が免除される。

6. 投稿論文の作成および提出

- 6-1 投稿原稿の内容：投稿原稿は、原則として他の書籍・雑誌において未発表でかつ査読中ではないものとする。学術書の全部もしくは一部として既刊のものは認められない。全文審査を経ていない論文、査読無しの発表梗概集に掲載された論文、国、自治体、企業等の委託研究の成果報告書、大学紀要等の部内発表した論文に加筆、修正したものは認める。また、学術論文として内容が完結していることが必要であり、「同一テーマのもとで分散して投稿したもの」と判定された論文は受け付けない。
- 6-2 執筆要領の準拠：投稿または修正された査読原稿は、「論文集執筆要領」に準拠していなければならない。
- 6-3 十分な推敲：投稿または修正された査読原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。
- 6-4 言語：投稿または修正された査読原稿は、和文または英文でなければならない。
- 6-5 投稿方法：査読原稿は地域安全学会のオンライン論文投稿・査読システムの指示に従って投稿する。
- 6-6 カラーの使用：査読原稿はカラー図版を積極的に使用してよい。Webでの公開やCD-ROMにはカラーのものが収録される。
- 6-7 冊子体論文集には、最終原稿を白黒出力したものが掲載される。
- 6-9 容量制限等：図・表・写真を含め、最低6ページ、最大10ページとする。PDFファイルは最大5MBとする。
- 6-10 図・表・写真：図・表・写真は、判読可能な鮮明なものでなければならない。

7. 著作権

- 7-1 著者は掲載された論文等の「著作権」を本会に委託する。
- 7-2 著者が自らの用途のために自分の掲載論文等を使用することについて制限はない。なお、論文等をそのまま他の著作物に転載する場合にはその旨を明記する。
- 7-3 掲載された論文等の編集著作権、著作権は本会に帰属する。
- 7-4 第三者から本会に対して、論文等の翻訳、図表の転載の許諾要請があった場合、著者に通知し許諾を求める。ただし既に本会会員として所属せず、連絡不能な場合はこの限りでない。
- 7-5 著者は、本会または本会が許諾した者の利用に伴う変形については「同一性保持権」を行使しないものとする。
- 7-6 論文等の内容が第三者の著作権を侵害するなど、第三者に損害を与えた場合は著者がその責を負う。
- 7-7 論文等の著作権の使用に関して本会に対価の支払いがあった場合は、本会会計に繰り入れて、学会活動に有効に活用する。

8. 論文別刷り

「地域安全学会論文集」の論文別刷りは、作成・送付しないものとする。